

平成 26 年 3 月 14 日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置については、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について」（平成 25 年 9 月 27 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、平成 26 年 3 月 31 日までの取扱いとすることを示していたところであるが、同年 4 月 1 日以降の取扱いは、下記のとおりとするので、貴管下の関係団体、現に特例措置を利用している保険医療機関等に周知徹底を図るようよろしくお願いしたい。

また、今後、特例措置の利用状況等を把握するため、特例措置を利用する保険医療機関等への資料提出依頼、訪問調査等を行うことを予定しており、詳細についてはおって連絡することとしているので、その際には別途対応をよろしくお願いしたい。

なお、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について」（平成 25 年 9 月 27 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）は平成 26 年 3 月 31 日限り廃止する。

記

- 1 東日本大震災に伴う保険診療の特例措置（別添参照）については、福島県の保険医療機関等においては、平成 26 年 4 月 1 日時点で現に利用している特例措置は、平成 26 年 4 月 30 日までに、平成 26 年 4 月 1 日以降に利用を開始した特例措置は、速やかに、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の利用に関する届出書」（以下「届出様式」という。）により地方厚生（支）局に届出をした場合は、当該特例措置の利用を平成 26 年 9 月 30 日まで延長する。その他の地域の保険医療機関等においては、平成 26 年 4 月 1 日時点で現に利用している特例措置についてのみ、平成

26年4月30日までに、届出様式により地方厚生（支）局に届出をした場合は、当該特例措置の利用を平成26年9月30日まで延長する。

なお、「東日本大震災に伴う厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第2条第7号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の特例を定める件」（平成25年厚生労働省告示第323号）で示した180日を超える入院を選定療養の対象とはしないこととする特例については、平成26年3月31日までの取扱いとなっていたが、平成26年9月30日までの取扱いにすることを別途告示する。

2 上記の取扱いについては、東日本大震災による被災に伴う医療提供体制の状況等に鑑み特例的に行う措置であり、保険医療機関等において、特例措置を利用する際には、職員の勤務状況、健康状態等に配慮するようお願いする。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL : 03-5253-1111(内線 3288)

FAX : 03-3508-2746